

令和7年度看護の仕事体験事業及び合同就職説明会運営業務に係る公募型プロポーザルに寄せられた質問に対する回答

令和7年9月22日

佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室

	質問	回答
1	<p>会場使用料について、県に見積金額を確認し計上する事とありますが、こちらは提出書類の中にある見積書に反映する必要はありますでしょうか？反映する必要があるれば、モラージュ佐賀およびグランデはがくれの会場使用料を教示いただけますでしょうか。</p>	<p>会場使用料については、必要経費として見積書に反映の上、ご提案ください。 なお、各会場使用料に関しては、個別にお伝えいたします。 必要時、担当までご連絡ください。 お問い合わせ先は以下のとおりです。 <b>【お問い合わせ】</b> 佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室 電話（直通）：0952-25-7569</p>
2	<p>看護の仕事体験に必要な備品について、県が指定する団体より借用とありますが、こちらは無償で良いのでしょうか？ また、指定団体から借りることができる物品のリストがありましたら、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>県が指定する団体からの物品借用については、無償です。 指定団体から借用予定の物品は以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・聴診器 4~5 個</li><li>・血圧計 4~5 個</li><li>・赤ちゃん人形モデル 4~5 個</li><li>・乳幼児体重測定器 4~5 個</li><li>・妊婦体験ジャケット 3 個</li></ul> <p>上記以外の物品についても団体との調整によっては物品を追加することができる可能性があります。具体的な物品がありましたら個別にお尋ねください。</p>

3	合同就職説明会についてチラシを学校を通して配布をすることとありますが、こちらは受託者側で各学校に発送し納品するということでしょうか。	合同就職説明会のチラシについては、受託者から発送・納品ください。 なお、チラシの配布先については、県と協議の上、決定します。
4	合同就職説明会について当日設営・撤去とありますが、当日は何時から設営可能で、撤去は何時までに完了しなければなりませんでしょうか。	設営は9時30分から可能ですが、撤去については必ず17時までにお願います。
5	各会場の図面をご提供いただけますでしょうか。	各会場の平面図等をお問い合わせいただいた方に送付します。 必要時、担当までご連絡ください。 お問い合わせ先は以下のとおりです。 <b>【お問い合わせ】</b> 佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室 電話（直通）：0952-25-7569 E-mail： <a href="mailto:imu@pref.saga.lg.jp">imu@pref.saga.lg.jp</a>